

政令第 号

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）附則第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行期日は、平成十七年十二月二十二日とする。

理 由

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める必要があるからである。